

MRV 支援システム運営に係る考え方（整理）

令和 6 年度 J ークレジット制度における MRV 支援システムの実装支援等委託業務 公募担当

第 1 章 総則

1.1 MRV 支援システム運営者

MRV 支援システム運営者（以下、「運営者」という。）とは、J ークレジット制度に基づき認証される温室効果ガス排出削減・吸収量（以下「クレジット」という。）の促進を目的として、クレジットの創出手続を MRV 支援システムの活用により支援できる事業者をいう。なお、本年度において運営者は、MRV 支援システムの構築事業に従事し、最終的に運営委員会等所定の手続を経て決定される予定であり、現段階では候補者の位置づけとする。

1.2 目的

MRV 支援システム運営に係る考え方（以下「本紙」という。）は、「令和 6 年度 J ークレジット制度における MRV 支援システムの実装支援等委託業務」における運営者の登録に必要な要求事項及び手続並びに運営者の遵守事項等を整理するものである。なお、本紙の対象となるクレジットは、J ークレジット、J ーV E R 及び国内クレジットとする。

1.3 用語の定義

本紙において使用する用語は、特別に定める場合を除き、J ークレジット制度の実施要綱及び実施規定において使用する用語の例による。

第 2 章 運営者について

2.1 要求事項

運営者は、以下の各節に定める規定を満たすものとする。

2.2 組織体制

運営者は、次の各号に定める規定を遵守するものとする。

- ① J ークレジットの創出支援業務の位置付けが事業計画等で明確になっていること。
- ② 案件管理・入会者情報の管理等を始めとする各種事務と、システムの開発管理、創出事業者から取得したデータの管理等の業務において、職務分掌による権限者が明確になっていること。
- ③ MRV 支援システムの管理やデータ更新に関する業務フロー又は業務マニュアル、業務がそれらに沿って実施されていることを点検する規程類を整備し、これらに基づき実務を行う予定がある又は実際に行っていること。なお、上記規程類には必要に応じて行う改訂手順の手続を定めるものとする。

- ④ 情報管理に関する以下の規程や手続きを定めている又は定める予定であること、
 (ア) 個人情報・機密情報の管理に関する規程
 (イ) 文書管理・情報管理に関する規程
 (ウ) 顧客からの苦情処理に関する規程
- ⑤ MRV 支援システムによるモニタリング等の手続きの支援を希望する者（以下、創出者と呼ぶ。）に対して、創出者の情報の管理、利用につき許諾を得ている又は得る予定であること。
- ⑥ 創出者が保有し、運営者が創出の支援を行うプロジェクトと、運営者自らのプロジェクトとの間で取り扱いに差を設けないこと
- ⑦ 財務管理を適正に実施し、会計上の不正行為を行っていないこと。
- ⑧ 本事業を登録の有効期間である 2 年間継続して実施する意思と体制を有すること。また、やむを得ない事情により事業の継続が困難な場合には取下げの手続を行うこと。

2.3 クレジット創出支援手続

運営者は、以下の各号に定める規定を含む支援手続を定め、当該手続に沿って支援を実施するものとする。

- ① クレジット創出事業に関する情報の取得・管理手続。
- ② 創出者に対して J-クレジットの創出手続きと、創出に係る責任の所在を説明すること。
- ③ 創出者に対して、創出支援条件に関する契約締結方法を明示すること。
- ④ J-クレジット制度の最新情報（制度文書（実施要綱、実施規定、モニタリング・算定規定、排出削減・吸収方法論）、申請様式）に基づいたモニタリング、モニタリング報告書の作成、検証業務の一部の実施支援を行うこと。また、支援に際しては、創出者に対して定期的に最新のプロジェクト運用状況や生成書類等をプロジェクト実施者に共有すること。
- ⑤ 「令和 6 年度 J-クレジット制度における MRV 支援システムの実装支援等委託業務」公募担当（以下「公募担当」という。）、J-クレジット制度管理者、J-クレジット制度事務局（以下「制度事務局」という。）、審査機関、登録簿システム保守運用事業者（以下「登録簿事業者」という。）による指摘事項に対して、クレジット創出事業者が適切に対応できるように必要情報の提供等の支援を行うこと。

第 3 章 運営者の申請資格

運営者として申請するには、以下の各号に示す条件を満たすものとする。

- ① MRV 支援システム構築能力を有し、J-クレジット登録簿システムとの接続のためにシステム構成図及び公募担当より要請のあった情報を公募担当に開示できること
- ② 申請しようとする日からさかのぼって 1 年以内に、MRV 支援システムを用いた J-クレジットの創出実績を有する又は、J-クレジットの創出実績と同等に扱うことができる実証実験等の実施実績を有すること。
- ③ 申請しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団

- 員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約すること。
- (ア) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (イ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (エ) 暴力団員等に対して暴力団員等と知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (オ) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

第4章 運営者の義務

運営者は、第2章に定める要求事項に加え、以下の各節で定める規定を遵守するものとする。

4.1 登録簿システム保守事業者による審査

運営者は、MRV 支援システムを用いた業務の提供に先立ち、登録簿システムとの接続検証を実施する。申請者は登録簿システム保守運営事業者からの指示に従い、接続検証に協力するものとする。

4.2 審査機関による審査

運営者が、前章に定める有効期間内において、審査機関に対して検証工程の効率化支援業務を提供する際には、審査機関によるシステム仕様の確認を受けるものとする。

- ① 運営者が当該審査機関に対して特定の方法論に関する検証工程の効率化支援業務を初めて行う場合、実際の業務の提供に先立ち、当該業務を行う審査機関に向けて申し入れを行う必要がある。運営者は、審査機関に対して MRV 支援システムによるモニタリング及びデータの流れを説明するとともに、具体的なシステムによる報告書の作成範囲を示す。審査機関は当該システムによる報告書作成業務に原則人手の介入余地がないことと、各報告書のシステムによる入力範囲を確認する。なお、運営者が当該審査機関に対して検証工程の効率化支援業務を行うのが2回目以降であっても、過去に確認を受けていない方法論の場合には、初めて効率化支援業務を行う場合の取り扱いと同様とする。
- ② 運営者による当該審査機関に対する検証工程の効率化支援業務が2回目以降の場合、運営者は初回の説明時からの乖離点を審査機関に説明し、審査機関は報告書作成業務に引き続き人手の介入余地がないことと、報告書のシステムによる入力範囲の2点を確認する。
- ③ 審査機関は、審査結果を公募担当に報告する。公募担当は審査機関の確認結果を踏まえ、必要があれば是正措置のほか、適宜措置を講じるものとする。

4.3 本紙の運用に際しての遵守事項

運営者は、次の各号に定める規定を遵守するものとする。

- ① 審査機関による審査に際し、審査機関から書類の提出やヒアリング、実地審査の対応等を求められたときは、審査機関に協力すること。
- ② 登録簿事業者による審査や、登録簿システムの改修に際し、登録簿事業者から書類の提出やヒアリング、実地審査や接続テスト等の対応を求められたときは、登録簿事業者に協力すること。
- ③ 公募担当に本紙に係る報告・証明等を求められたときは、公募担当の求めに応じること。また、制度事務局が必要に応じて行う調査や現地確認に対応すること。
- ④ 公募担当が実施するクレジットの創出に関するアンケート調査に協力すること。
- ⑤ その他、運営者が本紙に抵触するおそれがあると判断する事業が発生した場合、速やかに公募担当に報告し、適宜、指示に従うこと。

以上